政　令

海上運送法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年十二月五日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第二百八十七号

海上運送法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、海上運送法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第八十八号）附則の規定に基づき、この政令を制定する。

海上運送法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十四年十二月十一日とする。

国土交通大臣　羽田雄一郎

内閣総理大臣　野田　佳彦

海上運送法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年十二月五日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第二百八十八号

海上運送法施行令の一部を改正する政令

内閣は、海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第四十五条の四第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

海上運送法施行令（昭和三十年政令第二百七十六号）の一部を次のように改正する。

第一項中「に規定する国土交通大臣の職権で地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）が行うもの」を「第四十五条の四第一項の政令で定める国土交通大臣の職権」に改め、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　法第三十九条の五第二項及び第六項に規定する職権

第二項中「含む。）並びに」を「含む。）、」に、「に規定する」を「並びに第三十九条の七第一項に規定する」に改め、「地方運輸局長」の下に「（運輸監理部長を含む。）」を加える。

本則に次の一項を加える。

3　法第四十五条の四第二項の政令で定める国土交通大臣の職権は、国土交通省令で定める運輸支局又は地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所の管轄区域内に所在する船舶に関する第一項第三号に掲げる職権とする。

附　則

この政令は、海上運送法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第八十八号）の施行の日（平成二十四年十二月十一日）から施行する。

国土交通大臣　羽田雄一郎

内閣総理大臣　野田　佳彦

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年十二月五日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第二百八十九号

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第七十八号）の施行に伴い、この政令を制定する。

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

附則第四項から第七項までを削り、附則第八項中「及び前項」を削り、同項を附則第四項とする。

附　則

この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　三井　辨雄

内閣総理大臣　野田　佳彦